

平成 25 年度子ども家庭部定期監査措置結果報告

指摘事項	措置結果報告（平成 26 年 12 月受領）
<p>収納金の払込みについて、東京都板橋区会計事務規則（以下、「規則」という。）第32条では、取り扱った収納金を即日又は翌日金融機関に払い込まなければならないとしている。</p> <p>保育サービス課は、保育園の職員（給食調理業務委託事業者を含む。）及びボランティア、保育実習、保育見学、保育園主催事業参加者等（以下、「事業参加者等」という。）が、食した給食の実費相当額を保育園賄収入（以下、「賄収入」という。）とし、調定及び収納の事務を行っている。</p> <p>各保育園の園長等は、保育サービス課が作成した「賄費徴収事務の流れ」に基づき、職員が食した実費相当分は月末に食数を集計後徴収し、事業参加者等が食した実費相当分はその都度徴収し、納付書により金融機関に払込みを行っていた。</p> <p>この賄収入において、平成25年7月9日に保育園の職員より、徴収された賄収入の一部が金融機関に払い込まれていないと保育サービス課に報告があった。これを受け、保育サービス課は同園の収納事務関係書類の実態調査を行った。その結果、平成25年4月から6月分までの賄収入の収納事務において、集金した金額が収納金日報や現金出納簿等と一致しておらず、差額の13,500円が金融機関に払い込まれていないことが判明した。この保育園では、収納事務を担当する職員（以下、「当該職員」という。）が1人で賄収入の事務を行っており、事務処理に遺漏がないかの確認を複数の職員で行っておらず、保育サービス課もこの不適正な事務処理について把握していなかった。</p> <p>また、保育サービス課は、この当該職員が平成24年度以前に収納事務を担当していた別の保育園に対しても同様の実態調査を行った結果、金融機関に払い込まれていない金額は120,600円であることが判明した。</p> <p>この2園において金融機関に払い込まれていなかった賄収入の合計134,100円は、規則で定められている期日から大幅に遅れ、平成25年9月11日に払込みがなされた。</p> <p>賄収入に関し、関係書類が集金した額と異なる額で作</p>	<p>平成25年度子ども家庭部定期監査の指摘を受け、保育サービス課は、賄収入事務について更なる事務処理の適正化を推進するため、平成26年4月1日に「板橋区立保育園賄収入事務取扱要領」の改訂を行い、平成26年度の事務処理から適用した。</p> <p>改訂の主旨は、これまで各保育園で取り扱いが異なっていた一部様式の統一化と決裁欄の見直しである。これらにより現場での事務処理の透明性の確保と責任の所在の明確化が一層図られるものと考えている。</p> <p>要領改訂に先立ち、保育サービス課は、3月18日の定例園長会においてその内容説明を全園長に対し行った。併せて、副園長に対しては、各園長から伝達することを確認している。また3月26日には、平成26年度の新任園長に対し、要領を中心とした事務処理の説明を行った。</p> <p>各保育園に対しては、5月1日から6月6日の間に保育サービス課が平成26年4月分の当該事務に対する抜き打ち検査を実施し、現場における事務処理が改訂後の要領のとおりを実施されていることを確認した。また、保育サービス課が従前から毎月実施している当該事務の現金出納簿と関係資料の照合作業において、更に確認資料を増やし、間違いを排除するための対策を強化した。</p> <p>その後、10月20日から12月8日の間に、保育サービス課が作成したチェックリストに基づいて保育園同士が行う会計事務の検査、保育サービス課による会計帳簿と通帳の照合検査、保育サービス課が対象園を定めて行う保育園運営（人事・経理関係）の検査を実施した。いずれの検査においても不適切な事項は認められなかった。</p> <p>今後、保育サービス課は、賄収入事務以外の会計処理についても見直しを行い、現場において事故や間違いが発生しないよ</p>

指摘事項	措置結果報告（平成 26 年 12 月受領）
<p>成されるという誤った事務が長期間行われ、実際に集金した額が遅延して払い込まれるなど、極めて不適正な事務処理であったと言わざるを得ない。</p> <p>保育サービス課は、規則に則り、賄収入の収納に係る一連の事務処理を適正に行い、その事務処理について、各保育園に周知徹底し、再発防止に取り組まれたい。</p>	<p>う体制の整備を進めていく。また、検査の体制を随時見直しながら定期的に検査を行い、確認体制の充実を図りながら再発防止に努める。</p>